

経営を考えよう

実は、ココが最も大切なところかもしれません！
皆さまの事業ではいかがでしょうか！？



< 第2回 > 「経営理念と経営ビジョン」

ビジネス書やさまざまな会社のホームページでも、この2つの言葉を見かけることが多いと思います。これらが何を言おうとしているのか、何のために必要なのか、ご存知でしょうか。

経営理念

ヒトコトでいえば…

「企業の存在理由」
「ウチの会社は何のために必要か」
を表しています。

それは…

企業が「どう動くか(行動指針)」「どうありたいか(理想)」「何を大切にするか(価値観)」を明確にします。

つまり…

従業員にとって行動や判断の基準となり、
周囲(利害関係者)に会社を理解していただくことに
繋がるものです。

「経営理念」を土台として、どんな家を建てるか…
その目標がその名のとおり「経営ビジョン」です。

経営理念も経営ビジョンも、常に(無意識でも!?)
考えられていることだと思います。

ただ、それを“文字に”“言葉に”しなければ、
従業員の方にも伝わりません。「いつも一緒にいるんだから、分かってくれている！」……………本当にそうでしょうか。
行き先の分からない船に乗っているのは、案外不安を感じるものです。
「想い」や「目標」を共有することで、進むべき道と一緒に進んでいける組織にしていきたいですね。



「まずは ここから」の部分です。

常に気になる“売上”や“利益”も、本当は
全てここから始まるのではないかと思います。

これは、「起業した時の想い」「原点」であり、
必ず持っていたもの、今でも心にあるものです。

ヒトコトでいえば…

「企業の未来像」を表しています。

それは…

企業が「中長期に目指す目標」を
発表していることになります。

つまり…

トップからの社会(従業員や利害関係者を含む)
に向けたメッセージです。

経営ビジョン



【編集後記】

夏休みも終わり、
まだまだ暑いですが、
あっという間に9月です。
表面のイラストは、少々？
季節先取りでしょうか(苦笑)。

今月は、第4回めの
セミナーと交流会の開催月です。
来月は開催報告をさせて
いただく予定です。

多くの皆さまのご参加を
お待ちしております！



よくあるギモン その2

「役員報酬っていつでも変えられる？ 賞与は出せる？」

Answer... 役員報酬の変更猶予期間は、期首からの3ヶ月間！
賞与は、期首から4か月以内に届出をすれば支給可能！

役員報酬が経費として認められるには

- ① 一ヶ月以下の一定の期間ごとに支給されている。
- ② 各支給時期における支給額が一定。

である必要があります。

[役員は自分で自分の報酬を決められる=利益操作ができる]と思われるから
です。それが、期首から3ヶ月間だけは、変更が認められるのです。3ヶ月間で検討→
4か月目の報酬から変更、がリミット。これ以降に変更すると、一定額が経費として
認められなくなる可能性があります。

役員への賞与も、役員報酬と同様の理由から、基本的には経費として認められ
ません。ただし、「支給日」「支給額」を事前に税務署へ届出、その通りに支給をする
ことで経費として認められることになっています。こちらは届出期限があります！
ご検討される際は必ずお問い合わせください！

“ちょっとギモン…”
にお答えします！